

令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等 物価高騰対策緊急支援金事業(介護分)Q&A

○要綱第1条(目的)関係

Q1 この支援金の目的は何か。

A1 本支援金の目的は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な福祉サービスの提供を確保することです。

○要綱第2条(交付対象者)関係

Q2 この支援金事業の対象施設を知りたい。

A2 令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱(以下「要綱」という)の「別表1 高齢者福祉施設等」に掲げる施設で、以下の条件を満たす施設です。

- ・支援金の申請日時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと。
(届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。)
- ・国又は地方公共団体の運営でないこと。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・交付対象施設等の役員または使用人が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94条)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- ・業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に、行政処分を受けていないこと。(所管する交付対象施設等を含む)

ただし、「養護老人ホーム」と「軽費老人ホーム」については、本市高齢福祉課が支援金交付を行いますので、本市高齢福祉課の通知に従って申請してください。

Q3 令和7年度(2025年度)に休止した期間があるが、対象となるか。

A3 今回の支援金は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日の12か間の食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費等に対する支援であり、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日の12か間のうち、運営日数が30日以上あれば対象となります。

Q4 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に30日以上運営実績があっても、申込日時点で事業を廃止又は休止している場合は対象とならないのか。

A4 本事業の趣旨が安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、申込日時点で継続してサービスを提供していない施設等は対象外となります。

Q5 届出を行わない事実上の廃止又は休止とは、こういった状態をいうのか。

A5 例えば、介護保険事業所のみなし指定を受けているが、サービスの提供は行っていない場合など、廃止・休止は行っていないが令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に30以上の運営実績がない場合を想定しています。

Q6 令和8年(2026年)4月1日以降に開設・運営した事業所は対象外か。

A6 今回の支援金は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に生じた経費を交付対象としているため、令和8年(2026年)4月1日以降に開設した事業所は対象外となります。

Q7 利用者負担額を値上げしていても交付金の対象となるのか。

A7 利用者負担額を値上げの有無に関わりなく、A2に記載の事業所は支援金の対象となります。

令和4・5年度は利用者負担額を引き上げた事業所は対象外としておりましたが、令和6・7・8年度は事業種別とその定員数に応じて一律に支援金を交付することとし、利用者負担額の引き上げの有無を要件にしません。

Q8 熊本市外に住所を有する施設等であるが、熊本市の住民である利用者の分だけでも申込みできないか。

A8 熊本市に住所を有する施設等であることが要件のため、申込みできません。

Q9 同一施設で認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けているが、それぞれ対象施設として申請できるか。

A9 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場

合は、申請書の一覧に「認知症対応型共同生活介護」だけが掲載されるようになっております。掲載されているサービス名で申請してください。

Q10 同一事業所で訪問介護と総合事業の訪問型サービスA事業所の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A10 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場合は、申請書の一覧に「訪問介護」だけが掲載されるようになっております。また、どちらか一方のサービスだけを実施されている場合は、そのサービス名だけが掲載されます。掲載されているサービス名で申請してください。

Q11 同一事業所で地域密着型通所介護と介護予防通所サービスを実施しているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A11 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場合は、申請書の一覧に「地域密着型通所介護」だけが掲載されるようになっております。また、どちらか一方のサービスだけを実施されている場合は、そのサービスだけが掲載されます。掲載されているサービス名で申請してください。

Q12 通所系の支援金区分の規模はどのように選択するとよいか。

A12 原則として、介護報酬算定にかかる届出(体制届)に記載している規模(令和8年(2026年)3月末時点)で選択してください。介護報酬算定に係る規模を届ける必要がない事業の場合は、1月当たりの平均利用者が750人以内の場合は「通所系(通常規模型)」を、751人以上の場合は「通所系(大規模型)」を選択してください。なお、小規模多機能型居宅介護事業所は、利用定員等によらず、「通所系(小多機)」を、看護小規模型居宅介護支援事業所は「通所系(看多機)」を選択してください。

Q13 同一建物で訪問介護と居宅介護支援事業所の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A13 それぞれ対象事業所として申請できます。

Q14 同一建物で介護老人福祉施設と併設して10床の短期入所生活介護の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A14 それぞれ対象事業所として申請できます(ただし、空床利用型を除く)。

Q15 短期入所生活(療養)介護事業所のうち、空床利用型が対象とならないのはなぜか。

A15 空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっているため、対象外としています。

Q16 介護老人保健施設で、短期入所療養介護のみなし指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A16 申請できません。介護老人保健施設の短期入所療養介護事業所は空床利用型のみですので、対象となりません。「介護老人保健施設」で申請してください。
※介護医療院等で、短期入所療養介護のみなし指定を受けた場合も同じ取扱いです。

○要綱第5条(交付の申請)関係

Q17 申請方法はどのようにすればよいか。

A17 原則として、メールで申請してください。郵送による申請も可能ですが、メールによる申請にご協力をお願いします。

対象事業所のメールアドレスとして登録されているものをBCC設定し、一斉メールにて通知(「令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(介護分)の交付について」)をお送りしております。同一法人内の対象となる全事業所分について、事業者代表者様にてメール添付の「R8'物価高騰支援金交付申請書」(エクセル)を作成し、交付申請・請求いただきますようお願いいたします。

Q18 一つの事業者代表者が、要綱の「別表1 高齢者福祉施設等」の事業種別の欄に掲げる事業を複数実施している場合、それぞれの事業が交付対象となるのか。対象となる場合、まとめて申請は可能か。

A18 例えば、一つの事業者で介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護の3つの事業を運営している場合や、一つの事業者で通所介護事業所を2か所運営している場合は、それぞれが交付対象となります。

申請は、事業者代表者が複数事業所を一つにまとめて行ってください。

Q19 支援金の申込者は、法人名・法人の代表者等ではなく、各施設・事業者ごとに管理者が申し込んでも良いか。

A19 事業者代表者(法人代表者名等)ごとの申込みとなっています。その他の場合は再提出となります。

Q20 申請後、どのような手続きが必要か。

A20 申請いただいた後は、介護保険課で審査の手続きをいたしますのでしばらくお待ちください。交付等が決定しましたら通知いたします。

Q21 申請した支援金の支払い時期はいつ頃になるか。

A21 原則として令和8年(2026年)8月～9月頃までに支払いを行う予定です。

Q22 実績報告や、仕入控除税額の報告は必要か。

A22 今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分とするため、仕入控除税額の報告も不要です。

○要綱第7条(関係書類の整備)関係

Q23 支援金の対象経費の領収書等は保管しておく必要があるのか。

A23 次年度から起算して5年間(令和13年度末まで)は保管する必要があります。本市が求めるときに提出していただく場合があります。

Q24 整備すべき関係書類にはどういったものがあるか。

A24 対象経費の収支に関する帳簿類や領収書等の書類を整備してください。

○要綱第10条(支援金の返還)関係

Q25 支援金申込後に休止となった場合は、交付された支援金を返還する必要があるか。

A25 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日の12か間の

うち、運営日数が30日以上あれば対象となり、申請時に事業の廃止・休止を行っておらず、申請及び支援金の受け取りができれば、その後廃止・休止となっても返還の必要はありません。

○その他

Q26 当該支援金の受給において、法人代表者の口座ではなく、直接事業所の口座へ振り込んで欲しい場合はどうしたらよいか。

A26 委任状の提出をお願いします。様式については、申請時に使用いただく「R8' 物価高騰支援金交付申請書」の委任状シートを使用し、委任者の印を押印のうえ、原本の郵送提出をお願いします。

Q27 今後も同様の支援が続くか。

A27 現時点では未定です。